

## 平成26年度税制改正に関する要望

平成25年9月20日  
一般社団法人 日本化学工業協会  
会長 高橋 恭平

デフレ経済からの脱却を目指した「異次元の金融政策」により、消費者マインドの改善は見られるものの、わが国の実体経済を回復するには、「六重苦」と言われる厳しい経済環境を克服し、産業の競争力を強化することが必要であります。

化学業界では、高機能な新素材や新プロセスをユーザー業界に提供していくマザー・インダストリーとして、また、世界の持続的発展を支えるソリューション・プロバイダーとして、新しい成長分野を切り開き、国内設備投資の拡大、雇用をはじめとする社会的責任を果たしていく所存です。そのためには、事業環境を海外とイコールフットイングとするとともに、各企業に成長への活力を与えるべく、下記事項を平成26年度税制改正に対して要望いたしますので、宜しくご高配の程お願い申し上げます。

### 記

#### 重点要望項目

##### 1. 研究開発促進税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除における総額型の控除上限は緊急経済対策として、平成25年度分より2年間、20%から30%に引き上げられることになった。しかし、日本経済を再生し、将来にわたって産業競争力を強化するためには、国際的に劣位にある研究開発税制を安定的かつ永続的な形で拡充することが、急務である。従って、現在の制度のさらなる充実、具体的には控除上限の更なる引き上げ（少なくとも時限措置の延長）、控除限度額の超過部分の3年間への繰越期限延長、繰越控除要件の撤廃、上乘せ措置（増加型・高水準型）の恒久化を要望する。さらに、欠損金を抱える企業も優遇を受けられるような仕組みの創設の検討も要望したい。

##### 2. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策税は、昨年10月に三段階課税引き上げの第一弾がスタートした。他方、1月25日の総理指示により、前政権のエネルギー環境戦略および温暖化対策の25%削減目標はゼロベースで見直しすることとなっている。また、現在国会で審議されている省エネ法の一部改正法案に電力需要ピーク対策としての自家発電の活用が挙げられており、現状、国の政策と整合がとれた税制となっていない。従って、温暖化対策税については抜本的な見直しが必要であり、廃止すべきである。特

に自家発電用燃料への課税は自家発電促進策と逆行するので早期に撤廃すべきである。

### 3. 組織再編税制の適用要件の緩和

日本経済の再生、産業の競争力強化のためには、個別企業においても組織再編等による抜本的な構造改革が必要である。そのためには以下のような組織再編を促進する税制が望まれる。

#### (1) 連結納税制度の改善

連結子法人の連結グループへの新規および途中加入時の時価評価規定や繰越欠損金の持込制限が、結果として組織再編を阻害しているのが実情である。少なくとも、5年間の連結納税までの待機期間を設けることで前述の規定を廃止したり、適格合併要件を満たす場合は適用除外をしたりすること等による阻害要因の改善を要望する。

また、設立時から100%子法人であった連結子法人の特定連結欠損金についても連結納税グループ全体の所得から控除することができるようにすることは、分社化による新事業に対して事業創生期の負担を税制面で支援することになり、事業創出を促すインセンティブとして有用であると考えられる。

あわせて、企業の事務負担軽減のため、地方税への拡充を要望する。

#### (2) LLPの活用環境の整備

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件等を満たしていたとしてもLLPは対象外となっており、現物出資の際に簿価での移転ができない等の弊害がある。化学業界では、コンビナートを通して近隣の会社との連携による事業の再編も選択肢としているが、基本的な要件は満たしていてもLLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものである。こうした弊害を速やかに取り除くべく適用要件の緩和を要望する。

#### (3) LLCの活用環境の整備

事業を共同再編するにあたりLLC等の活用が企業で検討されるが、外国ではパススルー課税を適用することにより、これらを支援促進する税制を有する場合がある。無制限に適用することは困難であると思われるが、雇用の維持・事業の再生・産業構造の高度化に資する等の国策にかなう場合は、個別申請に対して特例認定をした上で適用する等、企業の事業再編を促進する枠組みとして検討願いたい。

### 4. 石油化学製品製造用の石油製品（ナフサ等）を始めとする製造用原料に対する揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

輸入石油化学原料等に対する石油石炭税の免税措置は、平成24年度税制改正に

より、租税特別措置法における期限の定めが無くなり、「当分の間」延長されることとなった。

しかし、原料用途に課税されている諸外国の例はなく、一旦課税されれば事業環境の海外とのイコールフットィングにおいて著しい不利益を被ることとなる。そのため、揮発油税等の免税措置と合わせ、石油化学製品の製造用の引取りに係る石油製品（ナフサ等）とコークス製造用石炭の石油石炭税の免除・還付について、租税特別措置法ではなく、本則での恒久化を図るべきである。

## 5. 法人実効税率の見直し

法人実効税率は、国内産業の空洞化を回避、食い止めるための国の基本的な競争条件の一つであり、投資の活性化、経済成長の重要な要素である。これまで段階的に引下げられてきたものの、主要国との比較では依然として高い水準にある。

また、地方法人所得課税については、景気に左右されることや地域的な偏在があることから地方税の主要な税目とすることは適当ではなく、その配分の措置を設けた上で国税化を図るべきと思われる。さらに実施した場合の効果として、企業の事務負担の大幅な軽減も期待できる。

法人実効税率については、復興特別法人税の課税期間終了を待つことなく、地方法人特別税を廃止し、地方法人所得課税を国税に移管した上で、国際水準である25%程度まで段階的に引下げていくよう要望する。

### 継続要望項目

#### 1. 移転価格税制の改善

##### (1) 改善要望項目

- 国外関連者となる資本関係を現在「50%以上」としているが、「50%超」とすべきである。
- 租税条約締結国との間での課税については、相互協議後の更正となるような制度化をすべきである。
- 国外関連者に対する寄付金を移転価格税制の対象とすべきである。現行通りとするならば、少なくともその区分を明確にするべきである。
- 一部の年度において国外関連者から支払を受ける独立企業間取引価格を増額更正するときには確実に他年度の減額更正もなされるべきである。
- 移転価格文書の具備については、外部調査会社に委託する等高額の費用がかかることが実情であり、中小企業でも簡易に適正な対応が可能な措置をとるべきである。

##### (2) 促進要望項目

- 相互協議が有効に行われるようアジア各国との間の体制整備の加速をお願いしたい。
- 国税庁の参考事例集の整備充実を図っていただきたい。

## 2. グリーン投資減税の延長

次の特別措置については既に延長が為されているものもあるが、当分野を企業の重点事業としての位置づけるために、逐次の延長ではなく一定期間の固定的な延長措置を要望する。

- (1) 太陽光発電等の設備の初年度即時償却
- (2) 再生可能エネルギー導入拡大等に効果があると見込まれる設備等を導入した場合の30%特別償却
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の固定資産税課税基準の特別措置

## 3. 法人税における二重課税の排除

- (1) 受取配当金に対する二重課税を排除するため、益金不算入額を100%とすることを要望する。
- (2) 国際間においては、租税条約ネットワークの充実、拡大の加速により、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことを要望する。  
国内においても親子間配当については源泉徴収を免除することにより、納税・徴税双方の事務負担軽減を図ることを要望する。
- (3) 外国税額控除制度における繰越期間の3年から5年への延長を要望する。

## 4. 消費税申告にかかる事務負担の軽減

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除する制度に関して設けられた課税売上高による制限を撤廃し、大企業を含めた完全適用を要望する。

また、複数税率についての議論が為されているところであるが、上述の課題とあわせ、企業の事務負担に配慮した制度とすべきである。

## 5. 税法と企業会計の調和

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって求める期間損益の額は、法人税法においても尊重されており、実務を簡素にするという意味からも重要な意義を持つ。従って、法人税法の改正にあたっては企業会計の基準を十分に尊重し、税法が企業会計とできる限り乖離することのないよう配慮されたく、以下の2点を要望する。

- (1) 減損会計への対応

減損会計により計上される減損損失の損金算入

(2) 引当金繰入の損金算入

特に企業の財務、損益状態に与える影響が大きい貸倒引当金・賞与引当金及び退職給付引当金の計上について税務上も早期に認められたい。少なくとも、貸倒引当金の繰入限度額縮小にあわせ、貸倒損失の損金算入要件を緩和すべきである。

## 6. 資産税負担の軽減

(1) 償却資産税の見直し、軽減

投資促進の国策に逆行する製造設備に対する償却資産税の見直しを要望する。少なくとも、機械装置や研究開発設備を対象とした償却資産税の廃止や国税と同様の減価償却制度に基づいた課税とすることを早期に要望する。

(2) 事業所税の見直し

資産割りにについては償却資産税と同様に投資促進に逆行し、従業員割りにについては雇用促進に逆行することから、廃止を含む抜本的な見直しを要望する。

## 7. 減価償却制度の見直し

(1) 減価償却制度における損金経理要件（法人税法 31 条 1 項）の撤廃

企業が会計基準を選定するにあたっての制約とならないよう、早期に損金経理要件の撤廃を要望する。

(2) 一括償却資産制度の 3 年均等償却制度の廃止

少額減価償却資産の取得価額基準を 20 万円未満に戻し、一括償却資産の 3 年均等償却制度を廃止することを要望する。

### 新規要望項目

#### 1. 欠損金の繰越控除要件の緩和

平成 24 年度に改善されたものの、イコールフットィングの観点からは充分とはいえない。繰越期間の無期限化と当期所得の 80%という繰越控除要件の廃止を要望する。

#### 2. タックスヘイブン税制の見直し

現在の基準税率(トリガー税率)は 20%であるが、国際的に法人実効税率が低下していることに鑑み、トリガー税率の見直しを図るか、20%以下であっても租税回避行為と認定しないホワイトリスト方式を併用する等の見直しを要望する。

以 上